生活困窮者自立支援事業及び生活保護受給者自立支援事業における

就労準備支援事業業務委託に係るプロポーザル実施要領

１ 趣旨

就労経験が少ない又は離職後長期間を経過した生活困窮者の中には、就労の見込みがあっても、単に就職に必要な専門的技能・知識が不十分なだけでなく、生活習慣上の問題を抱える場合や、対人能力、社会適応能力等の点で改善が必要な場合が少なからず見える。本事業は、生活基礎能力、対人能力、社会適応能力等に問題を抱え、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対して、一般就労に従事する準備として基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援することを目的に行う「就労準備支援事業」について定める。当業務の実施について、豊富な情報・経験・知識を有し業務遂行能力に優れた受託事業者を選定するため、公募型のプロポーザル方式による公募を行うものである。

２ 業務概要

（１） 業務名

　「生活困窮者自立支援事業及び生活保護受給者自立支援事業における就労準備支援事業」

（２） 業務内容

別紙「生活困窮者自立支援事業及び生活保護受給者自立支援事業における就労準備支援事業業務委託仕様書」のとおり。

（３） 業務委託者選定方式

公募型のプロポーザルにより、提案内容、プレゼンテーション、提案価格等の評価基準

を基に総合的に評価・審査し受託候補者を選定する。

（４） 委託料の上限額　　7,750,000円（税込）

（５） 業務期間　　令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

（６） 企画提案スケジュール

① 募集開始 ：令和4年　2月　7日（月）

② 質問書の提出期限 ：令和4年　2月　21　日（月　）午後5時

③ 質問に対する回答の公表 ：令和4年　2　月　28　日（月）以降随時公表予定

④ 企画提案書の提出期限 ：令和4年　3月　7　日（月　）午後5時

⑤ 選定委員会・プレゼンテーション ：令和4年　3　月　14　日（月　）≪予定≫

⑥ 受託候補者の選定 ：令和4年3月 下旬頃

⑦ 受託候補者との契約時期 ：令和4年4月1日

３ 応募の要領

（１） 応募者の資格要件

①適正な業務責任者を配置できること。（資格・専門性は問いません。）

②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

③暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者ではないこと。

④会社更生法（平成14 年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続きの開始申立て又は民事再生法（平成11 年法律第225 号）第21 条の規定に基づく再生手続き改正の申立てがなされていない者であること。

⑤参加申込書の提出日現在で川西市の指名停止措置を受けていないこと。なお、参加申込書の提出日から契約締結までの間に、川西市から指名停止措置を受けたときは、

　 参加資格を喪失するものとする。

⑥個人情報について、適切な保護措置を講ずる体制を整備していること。

⑦別紙の業務委託仕様書で定める委託業務について、充分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。

（２） 提出書類

① 提出書類及び提出部数（公印のあるものは正本１部、残りをコピーで提出）

(ア) 参加申込書・・・・・・・・・・（様式第1号）１部

(イ) 会社概要・・・・・・・・・・・（様式第２号）7部

(ウ) 業務実施体制・・・・・・・・（様式第４号）7部

(エ) 業務実績書・・・・・・・（様式第３号）7部

(オ) 企画提案書・・・・・・・・・・（様式任意）7部

(カ) 業務工程表・・・・・・・・・・（様式任意）7部

(キ) 類似業務で製作した冊子等・・・(提出任意）7部

(ク) 見積書・・・・・・・・・・・・（様式任意）7部

※見積書は算出根拠等を詳細に記載すること。

※見積金額は、契約希望の１１０分の１００で記載すること（税抜きで記載）。なお、契約締結に際しては、落札金額１０％を加算した額で契約を行う。

② 用紙はＡ４版またはＡ３版とし、左端をホッチキス綴じ（Ａ３版は折り込み）支障がない

範囲で、両面印刷も可能とする。

③ 提出書類のうち電子データで提出が可能なものについては、提案内容を入力した電子データ（WORD、EXCEL 形式）を電子メールにて提出してください。

④ 様式は、必要に応じて枠の追加や拡張をしてください。

（３） 企画提案書の作成要領

企画提案書では以下のことについて記載すること。

1. 継続的に事業を遂行できる企業であるか、また類似業務の実績は、本業務実施に見合った実績であるか。
2. 従事予定者は、類似業務で主要な役割や作業を担当した経験を有し、本業務を確実に実施できるか。人員配置や業務分担は本業務を確実に遂行できる体制となっているか。
3. 生活困窮者又は生活保護受給者に関する考え方など、本業務の内容、目的を十分に理解した内容となっているか。
4. 独自の提案や工夫がなされ、実現可能なものであり、効果が期待できるか。
5. 本事業において、委託者（相談員・就労支援員等）との連携が不可欠であるが、連絡体制の仕組みは十分であるか。
6. 職場訓練・体験事業における協力事業所の開拓や内職・パソコン・ビジネススキル講座の開催は可能か。開催するためのネットワーク（人的協力等）は見込めているか。
7. 個人情報の取り扱いに関する考え方は十分であるか。

⑧ 当業務を実施することの効果測定について。

⑨ 年間スケジュールについて。

⑩ その他提案事項について。

（４） 応募方法

① 提出期限

令和4年3月7日（月）午後5時必着

上記提出書類一式を郵送又は持参（郵送の場合は必着）

※ 土・日及び下記受付時間外、提出期限を過ぎたものは受け付けない。

② 提出先・問合せ先

福祉部 生活支援課（本庁2階）

住所：〒666-8501 川西市中央町12番1号

電話：072-740-1173FAX：072-740-1214 Mail：[kawa0148@city.kawanishi.lg.jp](mailto:kawa0148@city.kawanishi.lg.jp)

受付時間：午前9 時～午後5 時

担当者：山森・福美

（５） 質問等の受付

本実施要項の内容について質問がある場合は、質問書（様式第５号）を提出すること。

1. 提出期限：令和4年2月21日（月）午後5時
2. 提出方法：質問書を電子メールにて生活支援課へ提出。

③ 回答方法：市ホームページで随時公開。

（６） 注意事項

① 本企画提案に関して応募者が必要とした費用は、全て応募者の負担とする。

② 提出された応募申込書及び企画提案書等は、返却しないものとする。

③ 提案は、一応募者につき一提案とする。

④ 参加者は、川西市契約規則を熟読し、その内容を十分承知したうえで参加すること。なお、契約に係る例規等については以下（市ホームページ）で確認すること。

https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/business/nyusatsu/nyusatsukeiyaku/1004219/index.html

４ 審査及び選考等

（１） 審査及び選考の方法

① 1 次選考

原則として、応募者が5 団体を超えた場合は、選定委員会において、業務実績、提案

見積額等客観的内容による審査を行い、上位5 団体を選定する。

応募者数が5 団体以下の場合は、提出書類の内容を審査し、2 次選考の対象者を選定する。

② 2 次選考

1 次選考入選者によるプレゼンテーションを実施する。

実施日：令和4年3月14日（月）（予定）

1 応募者につき30 分（プレゼンテーション：20 分以内、質疑応答：約10 分）

担当者及び責任者が出席すること（出席人数は3 名まで）

※ 時間・場所等は1 次選考入選者に対し別途通知する。

（２）審査項目

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査項目 | 採点割合 | 評価基準 |
| ①過去の業務実績 | ５／１００ | 別表のとおり |
| ②本業務の推進体制 | １５／１００ |
| ③企画提案内容 | ６０／１００ |
| ④見積金額及び費用対効果 | ２０／１００ |

（３） 審査方法

① 委託予定金額を超えている場合はその企画提案書は審査から除外する。

② 審査方法は、選定評価基準に基づく評価点により行う。評定にあたり、市職員で構成する選定委員会を設置する。

③ 1 次選考については、選定評価基準に基づき選定委員会が評価点を算出する。

④ 2 次選考については、選定評価基準に基づき選定委員会が評価点を算出する。評価点は各委員の評価点の平均値をもって委員会の評価点とし、これを応募者の評価点とする。

（４） 受託候補者の選定

審査の結果、最高得点を獲得した提案書を作成した応募者を受託候補者として選定する。

ただし、最高得点提案者が複数あった場合は、選定委員会の議決により選定する。

（５） 選考結果の通知

① 1 次選考結果は、応募のあったすべての団体に文書及び電子メールで通知する。

② 2 次選考結果は、プレゼンテーションを実施したすべての団体に文書で通知する。

③ 最高得点提案者については企業名・点数を、最高得点提案者以外の参加者については点数のみを、令和4年3月下旬を目途に川西市ホームページに掲載する。

④ 選考の理由、選考結果に対する問い合わせ、異議等には一切応じない。

（６） 無効

応募者または応募者から提出された提案書が下記のいずれかに該当する場合、その提案書は無効とし、選定審査の対象とはしない。

① 提出期限、提出先、提出方法に適合していない場合

② 提出書類に虚偽の記載があった場合

③ 審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合

（７） 契約の締結

審査の結果、最高得点を獲得した受託候補者と、契約締結に伴い必要となる協議を行った

うえで、本市の作成する契約書によって契約を締結する。ただし、下記のいずれかに該当し、

その者と契約締結ができない場合、同規定に該当しない者で評価順位が次順位の者を受託候補者とする。

① 本要項３の（１）に定める要件を満たすことができなくなったとき。

② 契約交渉が成立しないとき、または受託候補者が本契約の締結を辞退したとき。

③ その他の理由により契約の締結が不可能となったとき。

５　年度開始前準備行為

本プロポーザル方式については、令和４年度予算の成立を前提に行う開始準備為であり、本業務委託における予算が成立した場合は、当該契約予定者と令和４年４月１日に契約を行うことになります。（令和４年４月１日時点においても契約予定者がプロポーザル方式参加要件のすべての項目を満たしている必要があり、プロポーザル方式の参加要件を一項目でも満たしていなこととなった場合は失格となります。この場合においては、次順位以下のプロポーザル方式参加要件をすべて満たす者と契約を結ぶことになります。）

なお、本業務委託における予算が成立しなかった場合には、契約は行いません。

この場合、本プロポーザル方式に要した費用について川西市に請求することはできず、本プロポーザル方式参加者の負担となりますのでご注意ください。

（別表）

**選　定　評　価　基　準**

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価事項 | | 評　価 | | | | |
| 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| ①過去の  業務実績 | 生活困窮者・生活保護受給者の就労支援に関する行政からの受託実績 | | 10件  以上 | 9～6件 | 5～3件 | 2～1件 | なし |
| ②本業務の  推進体制 | 現場責任者 | 業務実績 | 5年以上 | 3年以上5年未満 | 1年以上3年未満 | 1年未満 | なし |
| 現場担当者 | 業務実績  （平均） | 5年以上 | 3年以上5年未満 | 1年以上3年未満 | 1年未満 | なし |
| ③企画提案内容 | １．事業に対する団体の考え  ・生活困窮世帯への支援に対する考え方  ・生活保護受給者世帯への支援に対する考え方  ・就労準備支援事業への理解度  ・本業務に対する意欲と熱意 | | 極めて  妥当 | 妥当 | 普通 | やや  不十分 | 妥当  でない |
| ２．利用者への支援方策  ・業務遂行能力  ・独自の提案、工夫  ・個別指導に関する対策  ・利用者の利便性  ・実現性 | | 極めて  妥当 | 妥当 | 普通 | やや  不十分 | 妥当  でない |
| ３．委託者との連携  ・業務遂行能力  ・独自の提案、工夫  ・就労支援担当者の資格等 | | 極めて  妥当 | 妥当 | 普通 | やや  不十分 | 妥当  でない |
| ４．他業種との連携など  ・協力事業所の開拓やビジネススキル、パソコン講座の講師の確保など | | 極めて  妥当 | 妥当 | 普通 | やや  不十分 | 妥当  でない |
| ５．個人情報の考え方  ・個人情報の取扱いに対する考え方 | | 極めて  妥当 | 妥当 | 普通 | やや  不十分 | 妥当  でない |
| ④費用対効果 | 見積内容と提案内容の費用対効果はどうか | | 極めて  高い | 高い | 普通 | やや低い | 低い |